



水が支える
快適なあなたの暮らし

上下水道のお知らせ

7



水道の受水槽（タンク）

設置者へお願い

水道法が改正され、ビルなどに設置してある受水槽（タンク）に水をため、そこから供給している水道は「貯水槽水道」として定義され、貯水槽水道の設置者および市の責任が明確になりました。

設置者の責務

10mを超える貯水槽水道を設置している方は、これを管

設置者への通知

貯水槽水道の設置者へは、四月初旬に文書でお知らせします。文書が届いた方は、「貯水槽水道の設置届」を五月中に返送してください。

また、貯水槽水道を設置しているのに、万一文書が届かなかった方は、水道課までお知らせください。

詳しくは、水道課施設係（内線125）へどうぞ。



水洗便所等改造資金の融資あつせんおよび利子補給制度

市では、水洗化を進めるために、水洗便所などに改造する資金の融資あつせんと、償還時の利子の一部を補助する利子補給制度を実施しています。

ご希望の方は、下水道課にお申し込みください。

融資金額 最高百万円

利子補給 年利3%まで

の利子を市が補助します。

償還期限 最長六十カ月

金融機関 市内の金融機関（郵便局は除く）

融資あつせん条件 供

用開始から三年以内で、受益者負担金・市税などを滞納していないこと。市内在住で別世帯の連帯保証人が一人あること。（新築の場合はこの制度の対象にはなりません。）

下水道の休止・再開・廃止の届きは下水道課へ

長い間留守にするなどで、

長期間にわたって下水道を使用しない時には、下水道課にある「公共下水道休止届」を提出してください。届けのあった翌月から、水道などの使用量が0m³の場合に、下水道使用料は無料になります。再び下水道を使用する時は、「公共下水道再開届」を提出してください。

また、下水道を使用している建物を取り壊したり、水道メーターを取り外すなどの場合には、指定工事店を通じて排水設備の閉栓をし、「公共下水道廃止届」を提出してください。

この制度は、届け出制です。届けがない場合は、休止などの扱いができませんので、必ず提出してください。

詳しくは、下水道課庶務係（内線114）へどうぞ。

もうすぐ「統一地方選挙」です

投票日

岐阜県議会議員選挙 4月13日
土岐市長選挙 4月27日

私たちの身近な代表を選ぶ統一地方選挙が近づいてきました。

明るい選挙を実現し、一人ひとりが一票の意義を自覚して、棄権することのないようにしましょう。

選挙についてのお問い合わせは、市選挙管理委員会（内線410・411）へどうぞ。